

報告第14号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月14日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

市川第7駐輪場の地権者からの土地の返還請求を踏まえ、令和元年5月30日をもって同駐輪場を廃止する必要があるため、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和元年5月27日

市川市長 村 越 祐 民

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和元年 5 月 27 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 1 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市川第 7 駐輪場の項を削る。

別表第 2 の 1 の表市川第 7 駐輪場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年 5 月 30 日前に市川第 7 駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を
壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第 16 条の規定による当該施設
又は設備の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければな
らない義務については、なお従前の例による。

3 令和元年 5 月 30 日前にした行為（市川第 7 駐輪場を使用した者に係る行
為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。